

令和2年度みなみの小学校及び美鳩小学校における
夏季休業日の取扱いについて

令和2年度の教育課程編成にあたり、みなみの小学校長及び美鳩小学校長から表題の件について、下記のとおり申出があった。

ついては、両小学校における教育活動の充実を鑑み、中野区立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）第3条第2項及び第3条の3第1項の規定に基づき、承認または許可を求める。

記

1 申出内容

(1) 規則第3条第1項に定める休業日のうち「夏季休業日」の取扱いを変更する。

(通常) 7月21日から8月31日までの日

(令和2年度) 7月23日から9月4日までの日

(2) 規則第3条の3第1項の規定に基づき、休業日を授業日とする。

(都民の日) 令和2年10月1日

2 理由

新校舎竣工後の移転作業及び新校舎での授業開始に向けた準備に十分な時間を確保することで、在籍する全児童が快適で安心な環境の中、学校生活を送れるようにするため、令和2年度に限り夏季休業日の取扱いを変更する必要がある。

3 申し出た学校

みなみの小学校

美鳩小学校